

令和7年12月13日（土）開催 太陽光発電事業説明会 議事録

令和7年12月13日14時より、成願寺集会所（坂戸市成願寺184-5）において、太陽光発電施設の設置にかかる事業計画について第2回住民説明会を実施した。

<出席者>

(発電業者) リニューアルブル・ジャパン株式会社

(施工業者) アースシグナル株式会社

＜出席地域住民等＞ 別紙名簿参照

第1回住民説明会の質疑応答でた、以下のご意見、ご要望に関し、説明資料をもとに対策及び対応方針の説明がなされた。

- ・計画地の隣接山林地権者様への対応について
- ・設計変更について
- ・防犯対策について
- ・自治会費について
- ・事業実施体制について
- ・搬出入経路について

対策及び対応方針の説明後、質疑応答の時間とし、下記の質疑応答がなされた。

＜質疑応答＞

●撤去の積み立て費用を市に提供することは検討可能なのか？

→条例で決まりはないため、市に提出することは考えておりません。話としてあった東松山市は条例で決まりがあるが、自治会は民間であるため、そこに対して個別に提供することは難しい。

国から補助金をもらう制度を使用した FIT や FIP では強制的に積み立てする義務がある状況です。ただ、今回は国から補助金をもらう制度ではないので義務はないが、会社としては同じ太陽光発電所なので公開した方が良いという話がでているので検討している。

また、会社（事業）としては、撤去せずに40年50年と永続的に運用していく方針。

●坂戸市の条例で開示の決まりができたならやる認識でよいのか

→その通りです。かつ社内では HP 等で積み立て費用を公開する仕組みは話しとしてある

ため、それは引き続き検討はしたい。

●防犯カメラはどこに取り付けるか決まっているか？

→予定では、出入口付近に2台設置予定。全体が移るカメラと電気関係のQBが移るカメラを用意。

●防犯灯や街路灯の予定はないのか？

→予定していない。

●防火対策で消火器予定していると聞いているが1カ所だけか？（自治会長）また、消火器は敷地内にあるので民間の方が使用できないのでは？

→1カ所で、工事やメンテナンス管理をしている方が使用する想定。QBの近くに消火器を設置するのは消防法で決まっているため敷地内に置いている状況。

●火災等が発生した場合は最初に気づくのは住民なので、フェンスの外にも消火栓を置いてもらえないか。

→フェンスの外側にも設置すると管理も必要になるため、無暗に設置することは避けたいが、自治会からのご要望として入口の外側にも設置します。

●太陽光パネルに有害物質が含まれているか。もし、含まれている場合はその種類や最終処分場が確保されているか教えて欲しい。また、夏場はパネルの温度が80度近くになることもあるみたいだが、冷却機能はついているのか。冷却機能がない場合は周辺の気温上昇が気になるが対策しているのか？

→基本はシリコンや強化ガラス、アルミで構成されている。ごく一部ですが、有害物質として鉛が使用されている。なお、パネル自体に冷却機能はついておらず、冷却対策は考えていない状況。

●地域周辺の気温が上昇することは想定していないのか。

→これまで多くの発電所を設置しているが、発電所が原因で地域の気温が上昇したという話は、これまで一つも受けたことはないので、対策自体は考えていない状況。

●気温上昇もそうだが反射光のデータも根拠として示してほしい。

→反射光のデータはシミュレーションで、365日24時間のデータをもとに前回の説明会でご報告してます。（途中割り込み）シミュレーション結果を説明。

●森林を伐採して太陽光パネルを設置することで気温が下がるとは思えないが？

→太陽光パネルを生産するために CO2 の排出があるわけだが、パネルを生産し設置、使用することで、2~3 年でその排出分の削減ができる。年間の森林と太陽光の削減量について説明。

●30~35 年後にほったらかしにされてしまい撤去がされないことが懸念。また、中国製なので廃棄が困難になることや誰に廃棄処分の責任があるのか懸念。

→太陽光パネルの構成の 90%以上は再利用されることを聞いている。中国製に関しては、中国のものだから悪いとは一概には言えない。廃棄処分の責任者は事業者にある。

●残りの 10%は再利用されないとおもうので、全国でみるとものすごい量で処理できないのではないのか？

→坂戸市の条例では設置した事業者が責任もって対応することになっているのと、撤去費用の積み立て対応をする点をご理解いただきたい。

●太陽光パネル設置による周囲の気温上昇に関して根拠データはあるのか？

→太陽光パネル自体は温度が上がるが、過去に周囲の温度が上がった話は聞いていない。また、毎年の温度は異なるので太陽光パネルを起因とした温度上昇はデータとしてお示しすることは難しい。可能な範囲としては、気象庁等の公開の対象地域の毎年の温度をお示し

●倒木が予見されるものは切るとのことだが、予見できないものは？

→保険対応になる。

●突風等で何かが飛んできてしまった場合は、保険で保証されるため、所有者や地主が損害賠償をすることがないと聞いているが？

→過失の問題になる。例えば、事前に伐採のお願いをしても切らせてもらえなかった場合は、損害賠償の話もあるが、過失のないケースに対して損害賠償の請求をすることはない。基本的に保険または実費で対応するので安心いただきたい。

●伐採に関する合意書の内容に関して、もう少し具体的に記載いただきたい点があるが対応いただけるか。

→可能です。

●木がなくなることによって南側に水が流れることはないのか？

→計画地の周りに波板を設置予定。土地の中心が高くなっているので、南側だけではなく東西南北へ水が流れるイメージ。具体的には坂戸市と協議済で、理論上の話だが1 時間に 500 mm降ったら溢れる想定。波板や雨水計算について説明。

●工事を進める判断は最終的に誰がするのか？

→最終的に事業者が判断する形になる。

●朝日新聞には太陽光の50%以上が野立て型発電所と記載されていて、26年度から基準が厳しくなり、第三者機関の確認が必要となるそうだが本当か？また、26年度になってから考える選択肢はあるのか。

→存じ上げていないが、26年度を待つという考えはない。

●木を切ることなので生態系や環境破壊につながるが、問題ないというデータがあるのか。

→現状、データとしてはないが、希少生物を保護する制度があるので、そういった確認は行政機関へしている。

(質問者へ確認した内容を共有する)

●木の伐採だけではなく伐根もするのか？本数の報告もするのか？

→伐根も実施。森林法で伐採届出を提出済。

●東側の自宅には1日に何時間くらい反射光が当たるのか？

→16~18時くらい当たる予定。反射率について説明。

(質問者は東側のご自宅の親族、反射光のシミュレーションを共有する)

●反射光のシミュレーションアプリは何を使用してるのか？

→ラプラスシステムのソーラープロです。

●次回の説明会はないのか？

→自治会長様や副会長様のご協力のもと、隣接している方(11世帯)にお集まりいただき、やむを得ない点もあるがご承諾いただいている状況。そのうえで、個別の質問に関してはしっかりと対応していく。

●市の条例は住民の生活を脅かすものはできません。と書いてあるが、反射光等で脅かしている。条例違反しているので、市に対して条例違反を訴えるでよいのか。

→はい。

●説明会は行わないとして、これまで話にあったデータのものは話してもらえてよいのか？

→はい、個別に往訪、またはお電話で共有します。

(質問者は来なくて結構とのこと)

●市の責任者を同席してもらうことはできるのか？

→環境政策課の方が問題ないということであれば可能性としてはある。

(締めの挨拶として)

本日いただいたご質問については、個別内容の部分もあるので、ご理解いただけるように個別に対応して参ります。本日はお時間いただきありがとうございました。

(仮称) 埼玉県坂戸市成願寺太陽光発電所

第2回 事業計画説明会

開催日 令和7年12月13日（土）14時～15時

事業者：合同会社RJソーラーエナジー

工事施工者：アースシグナル株式会社

目次

1. 計画地の隣接山林地権者様への対応について
2. 設計変更について
3. 防犯対策について
4. 自治会費について
5. 事業実施体制について
6. 搬出入経路について
7. 質疑応答

1. 計画地の隣接山林地権者様への対応について

前説明会において、隣接地権者様より、
「発電所の周りの木が倒れて、発電所に損傷を与えた場合の損害賠償について」
のご質問、ご要望を頂きました。

対応と致しまして、
「倒木等が予見される木があった場合、事前に地権者様へご相談し、
事業者側の負担にて、伐採を行う」
という内容の合意書を締結することで、各地権者様よりご承諾を頂きました。

2. 設計変更について

前説明会において、隣接住民様より、
景観の面や、反射光が気になるという点から、
「自宅と太陽光パネルの離隔距離を、もう少し広げられないか」
とご要望を頂きました。

対応と致しまして、
配置計画を変更し（添付資料①）、東側、南側の住宅からの離隔距離を広げることで、
隣接住民様よりご承諾を頂きました。

3. 防犯対策について

前説明会において、隣接住民様および参加者様より、
「防犯対策はどのようなものを予定しているか」
とご質問を頂きました。

現状の対策としては、

- ・ 防犯カメラによる監視体制
- ・ 毎月の定期巡回（点検）の実施
- ・ アルミ電線の使用および標識設置
- ・ 遠隔監視システムによるリアルタイムの不具合検知

としております。

なお、追加の対策としてAIを用いた自動通報システムの導入により、
常時（24時間365日）、不審者を発見した場合には警察へ通報できるような体制も
現在検討しております。

4. 自治会費について

前説明会において、自治会長様より、
「自治会への協力金の支払いはできないか」
とご要望を頂きました。

回答と致しまして、
運転開始から自治会費をお支払させて頂く所存です。

5. 事業実施体制（責任者）について

【発電事業者】

合同会社 R J ソーラーエナジー

所在地：東京都港区虎ノ門一丁目2番8号

リニューアブル・ジャパン株式会社内

代表者：一般社団法人ルーフエナジーホールディングス

職務執行者 出澤 貴人

連絡先：03-6670-6652

本PJ責任者：[REDACTED] ([REDACTED])



【保守管理責任者】

アースシグナル株式会社

所在地：埼玉県川越市氷川町30-1

代表者：代表取締役 笠原喜雄

工事部住所：埼玉県川越市小ヶ谷781

連絡先：049-299-7295

本PJ責任者：[REDACTED] ([REDACTED])



5. 事業実施体制（工事に関する連絡先）

工事におけるご連絡、お問合せ等につきましては、
以下の連絡先までご連絡をお願い致します。

○アースシグナル株式会社 工事部

住 所 : 川越市小ヶ谷 7 8 1
連 絡 先 : 049-299-7295
責 任 者 :

○アースシグナル株式会社 営業部

住 所 : 川越市氷川町 3 0 番地 1
連 絡 先 : 049-298-7076
責 任 者 :

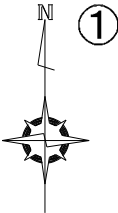
6. 搬出入経路について

前説明会において、参加者様より、
「搬入、搬出の際の車両はどこを通行するのか」
とご質問を頂きました。

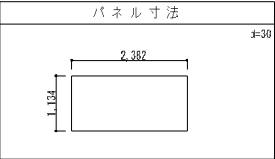
経路については、添付資料②をご参照ください。
こちらは市へも提出しております経路図となります。

坂戸市成願寺190-1
現況・土地計画図・位置図

※「無断複写・転用・再配布の禁止」



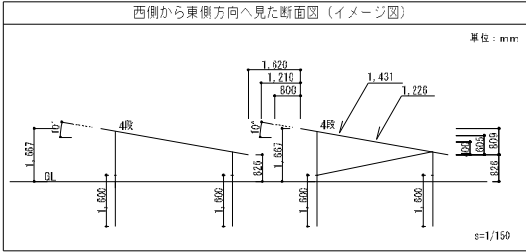
設計確認欄			
管理者	設計者	担当者	工事担当



* 法務局の公図を拡大し高低測量図を併せ作成しています、基出して配置を確認すること。

設置仕様	■ 野立て □ 宮農 □ 屋根 □ 駐車場 □ 低圧 ■ 高圧				
太陽光パネル種類	発電量/1枚	設置枚数	結晶	定格発電量	
JKM630N-66HL4-BDY-J	330w	960枚	単結晶	304.80kW	

土地面積	地目	外周寸法
3,059m²	山林	305m
杭本数(概算)	-V-U/b.b	系統



架台材質	架台種類	方位角	遮光率	傾斜角	アレイ間隔
アルミ製	野立架台	南東18°		10°	1,610mm
パワコン	SUN2000-50KTL-NHM3	台数	8台	容量計	400kW

アースシグナル株式会社
アースプランニング 1級建築士事務所
〒350-0851 埼玉県川越市小ヶ谷781番地 TEL 049-299-7295 FAX 049-299-7296

工事名 坂戸市成願寺190-1太陽光発電所
図面名 現況・土地計画図・位置図

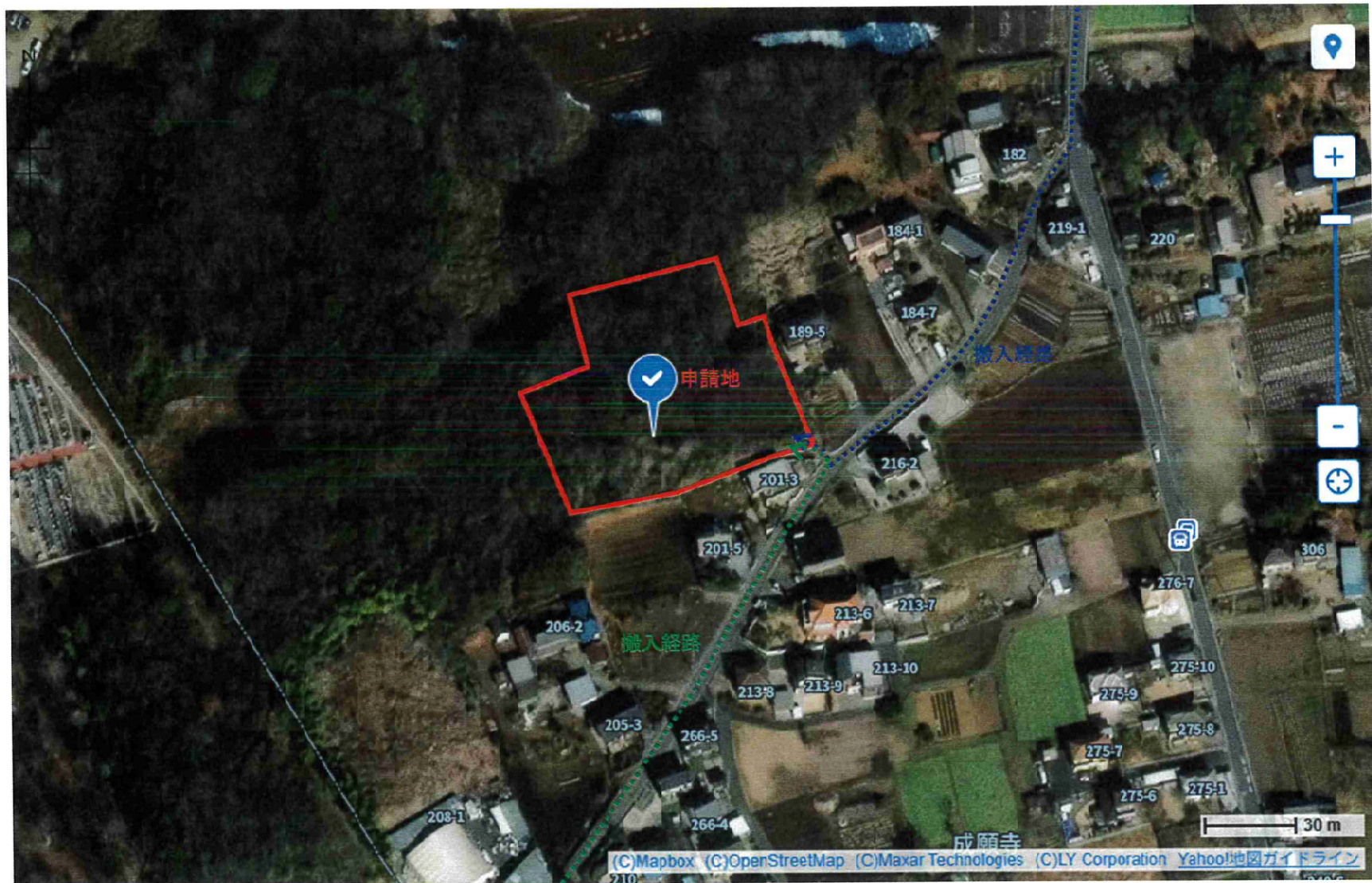
埼玉県坂戸市成願寺190-1,191

担当営業	製図	承認欄	設計者	図面No
南尺 1/400	作成日 2025.11.07		一級建築士(大主)登録第 号	

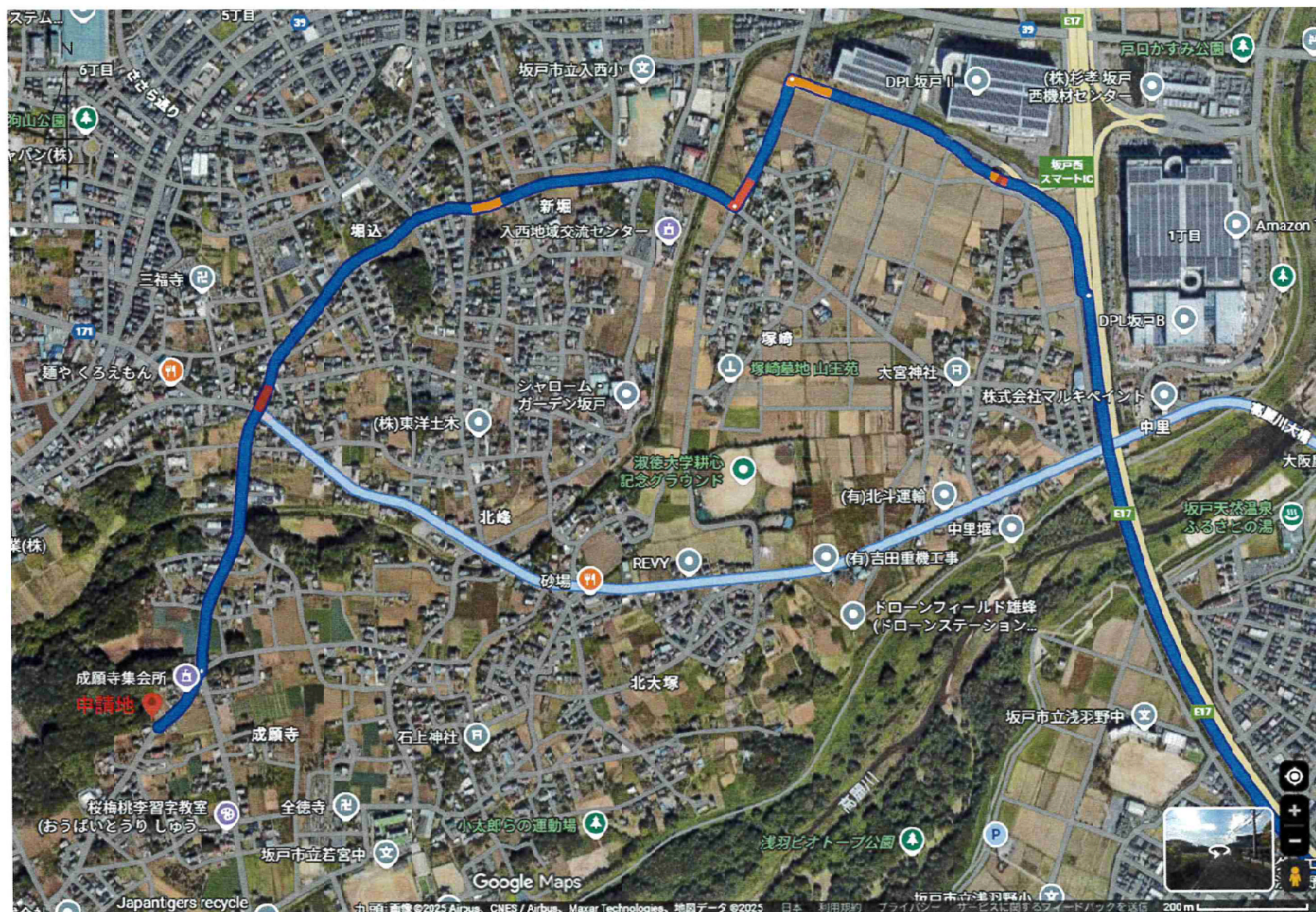
案内図（縮尺：1／1500）



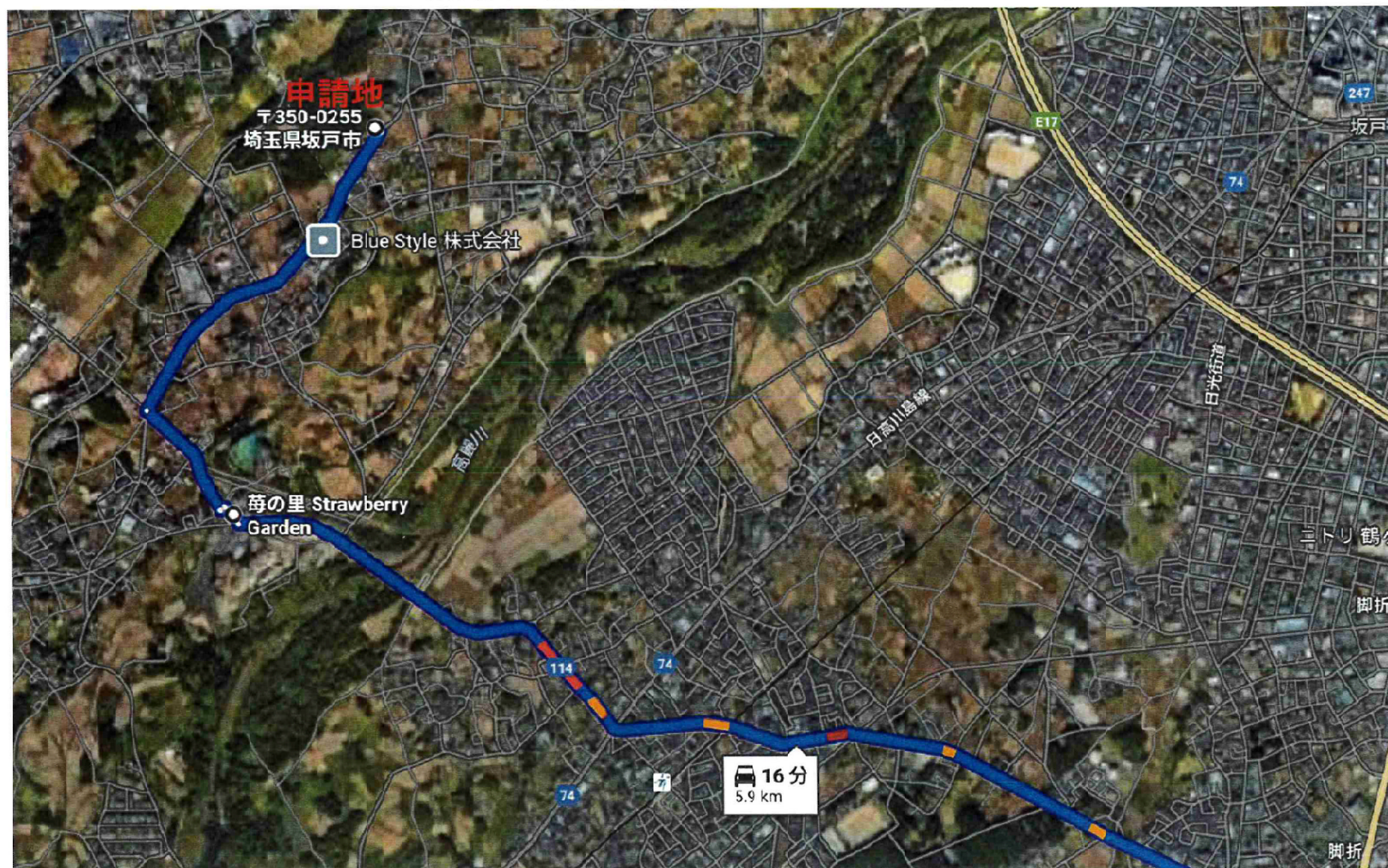
案内図（縮尺：1／1500）



案内図 搬入路（縮尺：1／10000）



案内図 搬入路（縮尺：1／10000）



第2回 事業計画説明会後の対応について

令和7年12月13日の事業計画説明会にて参加者様から頂戴したご意見、ご確認事項について、以下のとおり対応を行っております。

（ご意見①）

木を切る事なので生態系や環境破壊につながるが、問題ないというデータがあるのか。

（対応：2025年12月25日(木)■■■■氏宅）

埼玉県自然環境保全条例に基づき、県が指定する自然環境保全地域の該当有無を確認しております。本計画地は保全地域に該当していません。

また、以下の指針や条例につきましても各窓口に該当の有無を確認しております。本計画地は該当していません。

- ・埼玉県オオタカ等保護指針（窓口：埼玉県環境科学国際センター）
- ・埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（窓口：環境部みどり自然課）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（窓口：環境部みどり自然課）

上記の旨を質問者様へご回答差し上げました。

（ご意見②）

東側の住宅には1日に何時間くらい反射光が当たるのか。

（対応：2025年12月17日(水)■■■■氏宅）

こちらの質問者様は東側住宅の住民様のご親族との事で、反射光が発生することについてご意見を頂きました。後日、東側住宅にお住まいのご本人様へ直接お伺いし、再度お話をさせて頂きました。

反射光について、完全に防止することは難しい事はご説明し、ご理解を頂きました。

そのうえで、景観保護の観点から、計画地東側の面に対し、植樹を行うお話を進めております。

（ご意見③）

市の条例は住民の生活を脅かすものはできません。と書いてあるが、反射光等で脅かしている。条例違反しているのでは、市に条例違反を訴えるでよいのか。

（対応）

こちらの質問者様からは、その他にも「中国製のパネルを使用することについての疑問」「太陽光の熱について」「野鳥の保護」といったご意見を、その後自治会長の方へ頂いたと伺っております。

説明会の際に、後日改めてお伺いしお話をさせて頂きたいとお伝えしましたが、「来ないでほしい」との事でしたので、電話やメールでもご連絡差し上げたいとお伝えしましたが、そちらもお断りされた状況となります。お伺いしてご迷惑をお掛けすることもないため、ご連絡は控えております。